

秘密保持契約

マリアンヌ翻訳(代表:北村昌彦、以下「請負人」という)と依頼者は、依頼者が請負人に依頼する翻訳作業(以下「翻訳作業」という)に関わる秘密情報の取扱いについて、次の通り契約する。

第1条 (秘密保持の原則)

請負人は、翻訳作業を受諾するに当たり、口頭・書面・電子ファイル等によって依頼者から提供された文書・画像・データ等の情報及びそれらの翻訳文等(以下「秘密情報」という)を、翻訳作業の目的以外に使用したり、第三者に開示・漏洩してはならない。

第2条 (秘密情報の範囲)

以下のものについては、請負人は本契約に基づく責任を問われない。

- (1) 依頼者からの提供の前に公知となっていた情報
- (2) 依頼者からの提供の前に請負人が知得していた情報
- (3) 請負人の責に帰さない事由により公知となった情報

第3条 (秘密情報の管理)

- (1) 請負人は、翻訳作業の実行や管理等を第三者に委託することはない。即ち、請負人の共同運営者である北村昌彦とセリーヌ・ギベール以外が秘密情報を扱うことはない。
- (2) 請負人は、秘密情報を事務所外へ持ち出さない。
- (3) 請負人は、ファイル交換ソフト等、データ漏洩のリスクが伴うソフトがインストールされたパソコンを使用しない。
- (4) 請負人は、翻訳文の納品もしくは翻訳代金の入金から1ヶ月後に秘密情報を消去・破棄する。正式発注に至らなかった案件の秘密情報については、見積書の有効期限から3日後に消去・破棄する。依頼主が秘密情報の返還を求める場合は、それに応じる。

第4条 (損害賠償)

請負人が本契約に違反し、その責に帰すべき事由により秘密情報が漏洩し、依頼者が損害を蒙ったことが証明された場合は、請負人は依頼者に対して損害賠償を支払う。

第5条 (契約の有効期限)

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。

第6条 (協議)

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、請負人と依頼者は協議を行い、結論を下す。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、請負人及び依頼者が記名・捺印の上、各1通を保有する。

20 年 月 日

請負人：
滋賀県米原市上多良 322
マリアンヌ翻訳
代表 北村昌彦

依頼者：